

信用論—「信じ」「用いる」ことの哲学的分析—

近藤良樹

1) 信の用立て

われわれは、「あの宗教を」「信じる」といい、「信用する」という。おなじ「信」ではあるが、その「信」のあり方は異なる。前者は、その宗教を「信仰する」ということである。だが、「あの宗教を信用する」というのは、「信仰する」ことを指さない。この「信用」は、その教団の一般社会への対応についていうのであって、その対応に誠実さがあって、言動にうそがなく、これを真実とみなして受け入れうることを指す。「彼らは、税金をごまかしたり、世俗的なかわりをいい加減にしたりしていない、信用できる」ということである。ここでの「信用」は、社会生活についての信であり、「用」において限定的になっていて、これを「信」じて実生活に「用」立てることができるということであろう。

「信用」は、社会生活の利害にかかわる場面によく耳にする。「彼に、巨万の遺産が入った」というとき、「信じられない」といい、「信用できない」というが、両者の表現するものには違いがある。「信じられない」という場合は、「あの貧乏人に、まさか、」と単純に驚いているだけで、裏になにかを想定することは不要であろう。だが、「信用できる」「信用できない」となると、その「信」の背後には利害関係が想定される。「遺産だと？とうてい、信用できない！」と発言するのは、不動産の売買など大金の動く話があって、今の彼の状態では購入できないけれども遺産等が入ればうまくいくというような場合である。その情報は真実としては受け入れられない、「信じる」ことはできず、したがって、これを「採用」「用立て」でもしたら、だまされて損をすることになるにちがいないと拒否しているのである。あるいは遺言状を見せてもらい、かれの遺産となることがはっきりしておれば、「信用できる」ことになるが、その場合、その信じる情報について、だまされて損をしないようにと利害に注意をはらいながら、これを「採用」「活用」できるということである。つまり、「信用」は、その言動を「信」じ、かつ、利害のかかわる社会的営みのうちで、これを「用」立てるということである。

だが、挙げた例は、もともと利害が想定される遺産などの話だからその信用にも利害がいわれるだけであって、そうでないのであれば利害は問題にならないといわれるであろうか。自然現象への信をいうべきだと。では、「こっちは大雪です」といった例を挙げることにしよう。これについても、「信じられない」と「信用できない」には、やはり違いがある。前者は、「ほー、こちらは快晴なのに」と純粋に知的好奇心から驚嘆しているような状態であろう。だが、後者「信用できない」は、屈折したものをもつ。「うそをついているのではないか」と懐疑的であり、その懐疑の背後には、なんらかの利害が想像されよう。たとえば、注文した品物を運んでくる約束をしていたのに、来ないので電話したら、そういう話で、「本当は、注文した物が仕上がっていないのではないか」「車の都合がつかなくなった

のでは」等と疑いがもたれるような場合である。「信用できない」とは、その話への信は、疑わしくて、これは到底、受け入れて「採用はできない」と、「信」の「用」立てを停止しているものであろう。あるいは、向こうへ出かける予定だったとしたら、その「大雪情報」は、来られると困るのでうそを言っているのではないかと、その情報について、「利用」できない、「採用」「活用」できないということかもしれない。いずれにせよ、ここでも、「信用できない」とは、そのことへの「信」について、これを利害関心のもとにみて、「用立て」られない、あるいは、その情報を「採用」して、これを「信」じることなどできないというものであろう。つまりは、「信用」は、単に「信じる」こととは違い、信じるとともに、社会生活にこの信じるべき情報を「利用する」「用立てる」という、手段的な契機をもつとすることができるであろう。

2) 人の言動への信

「信」は、信用に限らず、一般的に、「私は、『山は大雪だ』という彼の発言を信じる」というように、信じるべき情報M (=「彼の発言」) と、信じる者には直接的には知られていない信じる内容O (=「山は大雪だ」) をもつ。内容Oを指し示す情報Mを信じるのであり、信じるところでは、MとOが不可欠である。信用の場合は、この不可欠のMとOへの信のうち、基本的には、Oを背景にしつつ、なによりもMに注目してこれを信じることになるのではないかと思われる。

「山は大雪だということ信じる」と「山は大雪だということ信用する」には、違いがある。「信じる」方は、大雪の事実を信じるのである。山は大雪だという「こと」(=O)を信じるのである。これに対して、「信用する」というときは、何よりもまずは「山は大雪だ」と「言う」こと、発言(=M)を信用するのではないか。もちろん、「山は、大雪」という事柄(O)そのものを信じ用いるということでもある。「信用」も、事柄(O)の信を用立てて、それに従って対応していく点からは、情報(M)の示す事柄(O)そのものを信用するのである。だが、直接的に信用・不信用で注目されるのは、その発言・情報の方に傾く。その言動(M)を「用」い、これを真実(M=O)と「信」じるということである。

つまりは、「信用」は、まずは人の言動(=M)についての信になるといってよいのではなかろうか。信じられる事柄・内容(=O)は肝心のことで当然、信の求めるもので前提になるが、なによりの注意はこれにではなく、これを指し示して真実であると主張する人の情報・言動(M)に向き、これに信用の第一の関心は向くということである。信用は、「用」を契機に有し、利用・活用される信である。利用・活用の利害のある事態において、注目されるのは、まずは、「うそを言っただまそうとしているのではないか」等、その情報・言動(M)が真実なのかどうか、ということであろうから、その内容(O)であるより、このOを示すひとの言動(M)について、その信を問うことが「信用」の肝要なところになるのであろう。その言動(M)を「用」いて、これとその指し示す内容(O)が一致して

いて真である (M=O) ことを「信」じるのが、「信用」である。あるいは、事柄Oにかんする幾つかの情報 (M₁, M₂, M₃) のうちの一つ (M₃) を選び「用」いて、これを「信」じるのが、信用するということである。

さらに、単にひとの言動 (M) を信用するのみには留まらず、信用は、その言動の担い手、人物そのものへの信にまで深まっていくことも可能である。「かれの発言を信用する」のみではなく、信用して間違いないことが繰り返えされるなかで、発言主体 (M) そのものへの信がなり、「かれを信用する」ということに汎化・全体化していくのである。「かれは、信用できる」とは、その言動について、常々、信用できるので、その担い手 (M) 自身に発する言動の個々の内容 (多くのO) は、改めて検討するまでもなく、総じて真実とみなして受け入れ用いることができるということである。つまり、普通の信用は個別的に懐疑し、間違いないという保証・根拠をもとめて、この個別事態は信用できる、できないと推し量っていくのだが、その手続きを一切省略して受け入れるのである。個々については信・不信を問題にすることなく、個々の根拠は求めることなく、信用できる人物の言動はそのまま、まるまるを即信じて受け入れていくということである。

信用は、多く、人の言動 (=M) や、その担い手としての確かな人物 (=M) に言うのだが、事物にも言うことがある。「この車を信用している」というようなことがある。「この車を信じる」ともいうが、いずれも、その車の「性能」を信じるということであろう。「うたわれ約束されている性能」である。例えばそのスピード性能について、うたわれている (M) 通りに実際に走行すること (O) が出来ると信じるのであろう。「この車を信用する」とは、その諸性能 (あるいは、それらの担い手となる総体としての車そのもの=M) についてその通りである (M=O) と「信」じ、かつこれを活用し「用」立てることである。「アメリカドルを信用する」ということもある。この信用は、その国際的通貨としての能力・実力 (M) への信用であり、それが実際にその通りの実力を発揮する (O) と、そのM=Oを疑わない状態であろう。

農産物などについても「信用」がいわれ、「牛田の有機栽培の野菜は信用できる」「丹波の黒豆は、信用できる」「輸入だいたは、信用できない」等という。器具でも、農産物でも、表示されていたり、あるいは、暗黙に前提としている、生産の仕方や生産物の品質等についての情報があり、約束や順守しているはずの法規がある。この情報や法規 (=M) の通りに実際の物 (=O) がなっておれば、うそがなく、本当だ、真実だ (M=O) ということになる。信じるころでは、直接にはこの品質の情報や約束 (M) のみがあって、その実際 (O) は、知りえない状態であり、したがって、このMを信じるか否かということになる。それを信じて、採用し用立てて、つまりは、信用して、購入し使用・消費していくのである。「牛田の有機野菜」「輸入だいたは」は、物 (M) を信用しているというよりは、これにかかわる人の情報・約束などの言動 (M) を信用しているのかも知れない。しかし、「丹波の黒豆」は、その「豆」の品質への確かさがいわれているのであり、豆そのもの (M) への信用であろう。品質 (M) ということでは、われわれは、信用を、自然物そのものに

も用いる。「神戸の御影石は硬くて信用できる」「阿蘇の湧水は汚染が少なく信用できる」等と言うのである。

3) 個別的な根拠・保証

信用する者は、信じ、さらに用立てていくのであり、社会生活の利害がかかわり、安易な信用は戒められる。「むやみには信用はできない」のであり、間違いないことをよく確かめてはじめて信用する。信用してよいものなのかどうかと懷疑し、この懷疑を打ち消すだけのものが見出されているのでなくてはならない。信用には、それを裏づけることのできるもの、根拠とか保証や責任が伴っているのが普通だということになる。

信じる場合、一般に、その情報なり言動が真実にまちがいないと確信するが、それは、まちがいないとのしっかりした根拠を見出してのことであれば、確かな信になる。その情報が合理的で、諸事実がそれを裏付けているというような根拠をもって、確信する。それは、信用でも同様である。

だが、信用は、さらに、「うそ」を言ったら当人が損をするようにし厳罰にする等、うそがいえないような取り決めをして、信じる場面を拡大しようとする。信じるのは、もともと真と確定できないから信じるのであって、合理的で厳密な（真だとの）根拠はあげられず、「なんとなく、信じられそう」というような主観的な理由付けも信じる根拠となり、曖昧にとどまりがちである。しかし、信用では、利害がからむので、信じるには慎重になり、信じる者が十分納得できるような、信用の「保証」といった類の特有の根拠づけを求めることがある。

われわれの社会生活は、信用が介在しなくては、なりたない。ごく単純な商品購入であっても、後日品物がとどく形の取り決めをして、届けられることを信用できなければ、その場では、お金は払えないであろう。品物が届かない場合はお金を返してもらえる保証があって、つまりは、店舗がしっかりしていて、支払いをすませたという領収書が作成されていて、はじめて、安心して信用し、さきに支払うことができる。信用を保証するものがここでは求められることになる。信用をうらぎり、約束が果たされなかったら、責任を負わせられるような、信用を保証し根拠づける制度がこの社会には必要なのである。

約束への信用は、その約束を守らなかった場合、信用した者が損をせず、その責任を相手に確実にとらせられるようになっておれば、安心である。仮にその相手が、人間的にはとうてい信じられない者だとしても、大丈夫である。いかに信用ならない相手であっても、あらかじめ、違約したときの罰金を十二分にとっているのであれば、そのかわりに限つていうなら、信用して損はないことになる。

同一組織内での信用関係は、その信用を、お金でというよりは、責任を取らせ、厳罰にする体制をもつことで、つまり、裏切ったり騙したら、降格・免職あるいは資格停止・追放等の処分をするという、いわば「脅迫」でもって強制することになる。が、免職を覚悟して会社を騙すつもりには、この強制は通用しない。そういう者にも対処できる信用

をとなると、同一組織でも、法的処罰にうったえ、やはり、金銭で償わせるという保証をふまえているのでないと、安心できない。

違約金・保証金などは、信用関係を破らないように、ひとを強制する。破った場合には、その責任を、お金を支払うことで取らせるのであり、損をしたくなければ、信用を守ることが求められるし、信用する方は、信用がうらぎられても、お金が入ることで、信用したことへのある程度の保障がされることとなる。不動産を担保にとるのも、信用を支えるためによく利用されるが、疎遠な敵対的な者同士、あるいは天下の詐欺師とでも、こういう保証を確実にすることで、信用関係は結べるわけである。約束の違反が、単なる道徳的非難ですまされるのみだとしたら、そういういかがわしい相手と信用関係をむすぶことはない。しかし、信用する者が信用して損にならないような客観的な保証をすることができれば、無縁な者や敵とさえ信用関係が可能になる。決して信用できない者とでも、信用の関係をむすぶことができる。信用できないからこそ、その制度的保証をして、約束や契約をまもらせ信用関係を強制させ、信用できるようにしているのである。

信用ならない不確かな者を信用できるようにするための方法には、さらに、信用できる第三者を介在させるやり方もある。信用の保証人である。信用なしではなりたない約束や契約では、しばしば、保証人がたてられる。かれは、信用がうらぎられたとき、当人になりかわって、その責任を果たして、信用したひとのための償いをするのである。当然、その償いのできる能力のある安心できる人物であることが保証人の資格になる。そういうひとが保証することで、直ちには信用できないひととも信用関係を結び、信用することが可能になるのである。

あるいは、この信用を保証する第三者は、そういう、「信用される者になりかわって」という人質的な役割ではなく、逆に、「信用する者自身になりかわって」、真偽を確かめて、信じて間違いないと知らせてくれる者であることもある。信じる者は、ひとの信ずべき言動(=M)が、その指し示す肝心のもの(=O)に一致しているかどうか、真実であるかどうかを直接には確かめえず、したがって、信じる以外ない状態に置かれているのである。うそで、だまされていて、確かめようがない立場に、信じる者はたっている。このとき、その指し示されるもの(O)を直接見て、その言動(M)と一致しているかどうか、つまり真実(M=O)かどうか知りうる立場にたつ者がいて、このひとが信用できるひとであったならば、その人による保証は確かである。この第三者は、信用関係のそとの高みから全体を眺めている、信じてよい人であったり、信用を結ぼうとしている当の相手に同伴していて、事情を周知している自分たちの味方であるような存在になる。

その制度的展開とでもいえるのが、公的私的な検査機関とする各種の「検査」とそれに裏付けられた「保証」である。「このたびの大地震による原子炉の破損は軽度であります」という原子力発電所自身の発表は、そのままではには信用できないが、われわれが直接調べて真実を知るためには、それも市民全員が直接に調査して納得するとなると、膨大な手間隙がある。われわれのかわりに、信頼できる検査機関が代行して検査してくれて

真実を把握し、「間違いはない、ごく軽度である」となれば、原発の発表について「信用してよい！」となるわけである。こういう場合、なんととっても検査機関の信頼度が問題となる。公平であるか、または信用する側の立場に立っていて、かつ、事柄の真実を正確に検査できる能力がなくてはならない。ことは、検査機関そのものへの信用・信頼が確立されていることにかかってくる。

できることなら、ごまかしてでも儲けようというのが利益追求の資本制社会である。検査機関は、これから独立してその影響外に立っていないなくてはならないから、公的機関となることが多くなる。公的機関は、信用の保証をするのだが、それには、その検査等が確かであることを身をもって示しているのではなくてはならない。その検査が厳正であることを明らかにし、合格を出すものについてはそれのまちがないことが厳格に実証されている必要がある。また、仮に、合格にしたのは誤りであったというようなときには、直ちにそれを取り消し、あるいは検査・調査について厳罰を科す権限をもちそれを厳しく発動させていくことが求められる。

こういう公的な信用の保証が求められるのは、それが肝要な事柄で社会的に放置しておけないものだからであり、信用できない場合には市民が一々に自分で確かめていくことになるようなものだからである。公的に検査するのは、各市民の膨大な手間を省くためであり、その信用がないと社会のスムーズな活動に混乱を生じるためである。かりに、商店のレジ（金銭計算器）があまり信用できないとしたら、市民は、買い物に際していつも、算盤や電卓をたずさえねばならなくなる。食料品生産に禁止されている劇薬を内緒で生産者が使用していると知って不信の状態に陥ったら、その生産も消費もなりたたなくなる。こういった信用関係は、恒常的に維持されていなくては、社会は大混乱に陥ることとなり、ふつうには、これは当然守っている基本的な部類のものになる。強制されなくてはならない信用関係であり、高い信用ではなく、その違反は犯罪になるような低い基礎的な信用になる。

4) 個別根拠不要の信用

信用にも高い信用がある。普通ならごまかすようなとき、真実を守り、約束を守る誠実な者がいる。「かれは、信用できる男だ」という。ひとの個々の言動への信用ではなく、ひとそのものへの信用は、いかなるときも信用できる人ということだから、高い道徳的な信用を含む。この評価のなった相手に発する言動は常に確かだということになるから、その個々の言動については、信用のための保証・根拠は不要となる。その個々の言動はこれを問いただすことなく、いうなら無根拠・無保証のまま信じて受け入れることになる。NHKの報道を信じる者は、ふつうその一々をチェックして信用するのではない。常々正確なので懐疑不要とし、その実績を根拠にNHKそのものを信用することになっているのであり、ひとつひとつの報道については、無根拠のまま信じ受け入れているのである。ただの紙切れの紙幣を信用するのも、その国家そのものが信頼されていることで成り立っている

る。金銀の正貨への兌換の保証のあるかつての兌換紙幣は、個別的な根拠・保証をもった信用であり、われわれの不兌換の紙幣は、その裏づけをもたないもので、人物そのものへの信用と同様の、高い信用からなっているというべきなのであろう。

では、どういう場合に、なにを根拠にして、人物そのものへの信用はなるのであろうか。ひとつは、確かな実力・能力をもっていることである。例えば、機械工作に関して、まずは、試作品や仕事振りをみて、個別的に大丈夫だと根拠を見出し、その都度信用することになる。だが、回を重ねることで、常にしっかりした工作品を完成させるのを知ると、個々のことをこえて、それを可能とする人物そのものを大した腕だと評価しはじめ、かれにこの種の工作ならまかせておいて安心ということになる。「あの若者の腕は、信用できる」と人物の実力の評価がなるのである。その実力の認められた者には、個別的な保証とか根拠なくして、すべて確実に実行されると安心してこれを任せ、信用することができる。普通の者には、信用してまかせるとしても、失敗の可能性を考慮して「出来が悪かったら、お金ははらえないよ」と損害を防止する保証をもって、信用するにとどまる。だが、信用できる腕の者には、そういう保証など求めない。個々のことでの裏付け不要の、人物そのものへの高い部類の信用を発動するのである。事物への信用も同様で、それのもつ確かで恒常的な実力・性能・品質等において、根拠不要の高い信用を与えるのである。

だが、実力があるだけでは、ただちにその人物が信用できることにはならない。実力は、これが実際に発揮されるのでなくてはならない。真実をしっかり守る意志をもち、約束したことをまちがいなく実行する意欲が必要である。責任を果たす強い意志がなくては、約束の実行・実現は、あやういものになる。信用に必要なこの意志は、「誠実さ」である。言動が真実であるかどうかは、ひとえに、その人物の誠実さにかかっている。その言動への信用は、誠実な人物であれば、まちがいないことになる。信用の内容が、相手の腕に頼るところの大きいものでは、誠実のみではだめで、実力がともなっていないとてはならないが、情報の真偽への信用では、その相手に誠実さを認めるのみで十分である。

誠実であるとは、相手への対応について、責任感がつよく、うそがなく裏表がなく、相手のことを深く思いやり、なすべきことに尽力するような姿勢をもつことであらう。信用ということでは、うそや裏表がないことは、真実の人ということであるから、信じてよい人となるし、なすべきことに責任を感じ尽力する姿勢は、約束の実現の確かさとして、強く信用に結ばれる心構えである。誠実な人物は、その個々の言動が基本姿勢としての誠実のうちにあるのだから、その個別的な信用への保証・根拠を問うことなく、無検閲に受け入れられることとなる。場合によると、「この件は、疑問が残るのだが、誠実な彼女のことだから、信用して受け入れよう」とすらなる。

契約などの信用関係を成立させるには、まずは、しっかりした担保をとり、違反には責任を取らせるとの明確な規定を作って安心して信じられるようにする。だが、その担保に見合う金額の限度内のみでというのでは、貸し借りはかなり制限されることであらう。完全な安心の裏付けは無理だとしても、その相手の信用の実績を見て、つまり、その実力と

その誠実さの実績を見て、追加の信用へと決断していくことになる。お金を貸す場合、できるだけ担保を確保し、責任・罰則を明確にするとしても、そのことでの保証を超えて大金を貸すことがある。それは、その相手の実力や誠実さの実績を評価して、信じて間違いないとみなしているものであろう。その貸した資金でなにをやり、その方面での実力はどの程度で、というようなことを勘案して、成功の度合いと、危険度をはかり、貸す金額の限度を決める。その額が、そのことについての相手への信用度ということになるわけであらう。

5) 対等の間柄

信用に限らず、信一般では、真実と確かめえないものを真実として受け入れようと思いつけるのであり、確かなものではないのだから、些事なら無視して信じることなく放置しておくところである。それを無理してでも受け入れようというのは、信の対象が、本質的に、無視できない大切なものとして立てられているがためである。したがって、場合によると、尊いもの・頼りにしなくてはならないものとなって、信は、信仰となり、信頼となっていく。信用は、その点では、大切な事柄であることは変わらないが、その対象を仰ぎ見たり、頼りにしたいと上に見出すのではない。信用は、信じ利用し用立てていくものとして、日常の社会生活において見出されるのがふつうで、その相手も、用立てるものとしては手段的な利用する間柄ということになる。信用の相手は、対等か、自分以下のものとして見出されているのである。信頼と信用は、社会生活に繁用されるが、区別して使われる。それは、上下関係の点からそうなる事が大きいように思われる。英語では、信用も信頼も区別なく、代表的には **trust** で表わす。**reliance** は、頼る (**rely**) に基づく「信頼」だろうが、ふつうは **trust** に代表して済ませ、われわれのように、信用・信頼の併置の関係として、**trust** と **reliance** をいうわけではなさそうである。だが、われわれは、併置しつつこれを区別するのである。

信頼は、上位の者に言い、信用は、対等か下位のものにするのが普通になる。「課長を信用している」と「課長を信頼している」の違いである。信用する者は、自分が上位にあるか対等の者であらう。「信用している」と言ったのがその部下であったとすると、かれは、課長に対抗意識をもって、あるいは虚勢を張って、そう言っていることが感じられる。だが、「信頼する」者は、相手を上に見て、これに敬意をはらい、その「頼」りになるものに寄りかかるのであり、仮に、下位の者を「信頼する」と言っていたのだとすると、「頼」もしいと下位の者を立てて尊重している慎ましい姿を想起することになる。

信用は、相手の言動を「信じて、用いる」のであり、日常生活のなかで、利害のからむ事柄を中心にして、「用立て」「利用」するものになる。その言動を利用する姿勢は、仰ぎ尊ぶような信とは異なり、それを手段として用いるもので、打算的実用的なものになる。信用が人物そのものへの信となるところでも、「用立て」「利用」するということであるから、普通は、対等か目下の者に向けられることになる。リーダーが、腕のたつ若者を信用

して「用いる」のであり、誠実な同僚を信用して、その思い切った意見や約束を「採用」してみるのである。

信頼のように「頼る」のではない。むしろ、逆である。極端をいえば、「用いてやる」ということである。信頼する場合は、頼もしいと高い評価をするか、依頼し依存して寄りかかるのであり、後者の方面からいうと受身である。だが、信用は、逆で、採用し利用して用立てるのであり、その限りでは能動的である。実力ある若者を信用して、自分の企画のなかに用立てていくのである。

信用は、利害のからむところで言い、しばしば不信を背後にひめている。「夫を信頼しています」と「夫を信用しています」では、大きな違いがある。「信頼」は、晴れ晴れしいところで、夫をたたえ、慎ましく妻がいう言葉になる。だが、「夫を信用しています」は、そういうところでは使わない。それが言われるのは、警察や法廷でということになる。あるいは、「夫を信用しています」が家庭内でのこととなるときも、やはり、「浮気」など問題があり不信が生じたところである。「信用していない」こととペアであり、不信も辞さないということである。遠慮なく対等に夫婦が向かい合っているのである。

「夫を信用しています」は、そういういかがわしいこととか懐疑的なことではなく、「夫の自由に、好きなようにさせています」というときにも言う。これは、夫の人物そのものへの信用であり、まちがいはおこさないことを確信しているか、まちがいがおこせるような人物ではないと見越しているのである。前者では、夫に対して妻は、対等の意識を抱いており、後者では、夫を下位に位置づけているのである。こういう場合、もし上に位置づけていたのであれば、「夫を信頼しています」という。信用は、対等か下位の者に使うのが普通である。

6) 疎遠な者との個別的信用

信用は、信頼とはちがい、多くの場合、個別事態に対応して、信じられる根拠を個々に見出して信用の保証をしていく。個別的に、「このことは信用できる」というが、「このことは信頼できる」とはあまりいわない。信頼は、個々の情報についてであるよりは、その発信源としての人や組織についての信になるので、個別的に「このこと」を信頼するとは、あまりいわない。だが、信用は、それが同一人物に反復されたりすると、人物への信用となりうるが、むしろ、多くの場合は、それがないところで、個々に確かさを見出すことで信用していくのである。

人物としては、信頼どころか信用もできない者でも、その個別事態について、個々に信用できるか否かと検討するのである。前は裏切ったその相手が「お願いします、こころを改めてちゃんとやりますから、今回だけは信用してください」と真剣なのを見て、大丈夫と判断して「そうだな、今度だけは信用しよう」という。信頼では個別事態に応じるものではないから、「今度だけは信頼しよう」とは言わない。

信用は、個々の信じるべき事態について、いわば予断を排して、あるいは、余計なとこ

ろは見ないで、そのことについて信じられる確かな保証・根拠があれば、信じるということである。そのことに限定しての合理的対応をしようというのである。詐欺師と評判の者とも、確かな保証・根拠があれば、信用関係を結んで、商売の取引ができるのが、信用である。一つの信用があれば、その一つのことでの交りは可能となる。

人物として信用・信頼がならない者であっても、そのかわりに限った保証があれば、信用はなりたつ。人物は問わないのだから、見も知らずの者とも、信用は、交流を可能とする。信用は、問題となることについて、一つずつチェックしていくのであり、油断のない、生き馬の目を抜くような社会でも、相互の交わりに有効に働く。万人との交流を信用は可能にするということができる。

信用では、人物への信用もいう。個々の事態について常々信用ができている者には、その言動の担い手・人物自身へと信用を汎化していく。人物への信用では、信頼もそうだが、個々の信用のための保証・根拠は問わない。それでも、個別的なチェックを完全に無化しているのではなく、主要な関心は、個々の取引等の交わりにあるから、問題が生じると、ただちに、懐疑をはじめていく。虚偽等が発覚すれば、その人物への信用を停止するのみか、不信をいただくことになり、以降は、個々のものについて厳しいチェックをしてでないと、信用しないことになっていく。

信じるとは、肝心のものを指し示す所与の情報を前に、これへの懐疑をふまえながら、その懐疑を不要とみなし、真実として受け入れる決断をすることであろうが、肝心の事柄そのものは、信じる者には不可知である。その情報が真実かどうかは、状況証拠的なものや、その発言者の誠実さ等からの推測をもって判断して、これを決めていかざるをえない。信じることのできる証拠・根拠は、その相手と事柄が身近にあれば、見出しやすく、その発言者と利害が一致しておれば、真実が語られているに違いなく、信じてよいこととなる。逆にいうと、疎遠な他者は、そう簡単には信じることはできないし、利害が対立しているもの同士では、虚偽でおとしめようとすることもあり、一層信じるには慎重となる。しっかりした根拠・保証をもってなりたっている「信用」は、この点、味方のみか敵対するものにも信を可とし、身近なもののみならず見知らぬ遠方のものへも信をもって、交わりを広げていくことができる。

商売は、見知らぬ疎遠な他人とするのが、普通であろう。そういうひとと取引し約束するとしても、そのままでは、詐欺師か誠実なひとか知ることにはできず、信じて約束はできない。だが、信用では、信じて損をしない確かなその保証を得て、だましたりして約束を履行しない場合、その保障されている物を代わりに取るように設定して安全を確保し、信じるに至る。そうすることにおいて、われわれは、疎遠な他者とも、信用関係を結ぶことが可能となるのである。

身近な者同士の信用では、その必要はなく、誠実な者であれば、なんの保証・根拠なしに、これを信用することができる。だが、それでは、信による交わりは、ごく狭い世界のものになってしまう。その飛躍的な拡大は、個々の保証・根拠を見出しての信用によっ

て可能になる。

相手がよく知られた詐欺師であっても、確かな保証がつくられていて、裏切ったとしても、損はしないように仕組まれているなら、あるいは、その信用を裏切ると詐欺師がむしろ損害を被るように取り決めて、法的に厳罰で対処できるとしたら、そういう保証のもとでは、その限りでは、かれを、安心して信用できることとなる。利害にかかわり、「信」じて「用」立てる信用は、その確かな保証・根拠をもつことで、悪魔とでも交わりを可能にするのであり、万人との信用関係を作り出すことができる。

7) かけとしての信用

信じるころには、賭けがある。真実として信じるのだが、真実とは確定できないものを思いきって真実とみなして受け入れるのであり、そのことからなるリスクを引き受ける決断を、信じる者はする。「信用」も当然そういうリスクを背負う決断をして賭けている。うそでだまされているのかもしれないのに真実とみなす賭けにでるのは、それが真実であった場合、大きなメリットが約束されているからである。真実でない可能性があるからそのメリットをわがものにできるかどうかは不確かであり、かけである。信用のかけでは、とくにこのメリット、つまり利益に賭ける面が大きい。信用は、信を「用」立て利用していくのであり、信用は、利害のあることにかかわり、利害関心からする意志・欲望を強くもち、これに動かされていて、損得の賭け・リスクを顕著とする。

その信用における利害が重大なものであればあるほど、賭けることの意識は、損得に向けられる。商売で、かなりあやしいものに、ひとがひっかかることがあるが、真偽への賭けよりは、損得・大儲けへの賭けが気になり、ひとは、うその可能性を小さく見積もって、大儲けの話をわりと簡単に信用して、だまされるのである。われわれの儲けへの欲望は、強いものがある。ふつうになら信じられないようなことであっても、儲けが大きく、損は小さいとなると、ときに、ひとは、盲目的に信用するという、博打的なかけにでることがある。「信用」では、しばしば、真偽の「信」はかけをひかえようとするのに、欲にささえられた損得の「用」は、盲目的にこれにかけさせるのである。

信用では、その「用」という利害のからむところでのリスク・冒険が目立つ。信用にさいしては、違約を阻止するために、その保障のお金や物を提示する。信用する方は、それをできるだけ多くしようとし、信用してもらう方は、少なくして、違約せざるを得なかったときに備えようとする。駆け引きとなる。儲けと損を勘案して、信用関係を結ぶかどうかということになる。だまされ違約されて、損害を被ることを想定しつつ、その危険を覚悟しながら、信用することへとかけるのである。

信じる場合、うそを信じることはなく、どこまでもそれが真だと信じるのだが、信用の場合、かならずしも、「まちがない」と主観的に確信して信じるのではない。信用ができるかどうかは、信じてだまされた場合に損をしないですむことが保証されているかどうかにかかわることがある。うそでも本当でもいい、損をせず、儲けの可能性が追求できれば、

それには、賭けてみようということになる（それでも、信じるのは、そのうそを、真と信じるのである）。詐欺師と信用関係を結ぶ場合、違約されても損がなければ、信用する形式をとることになるが、おそらくは、ここから信じているのではない。詐欺師は、違約すると自分に大きな損害がでるので、それを避けて契約を守るであろう。だが、チャンスがあれば騙そうと動くはずで、注意を怠らないようにしてはならない。かれをさしあたり信用するとしても、疑い・不信を解くことはないのである。

信は、一般に、利害が一致している間柄で最も発動しやすい。家族は、信じあう筆頭にあげられることになる。そのことは、信用でも同じである。というより、信用は、利害がかかわるのが普通だから、一層、利害一致において、これが発動されやすくなっているというべきである。身内・家族の場合は、そとに対して防衛的で利害を一致させることが多く、うちでは利害・損得を超えて一心同体、ひとつとなるので、安易に信じることになりがちである。信用して任せられる者は、どんな時代でも、どんな社会でも、まずは家族であり、血縁である。

身内のしがらみに、情におされて、しかたなく信用するというようなこともある。「あの叔父には、何回もだまされているが、あそこまで、頭をさげて言うんだから、今回は信用せざるをえない」と信用することにと賭ける。だまされても、身内のことだし、損得は言っておれないと、信に寛大となる。だが、それが大きなかけであることは、何回も痛い目にあっているので十分に承知していることである。こういう場合、当然、他人は信用しない。だから、身内を頼って信用してもらおうというのである。

信用は、しばしば利害のかかわる他者との社会生活にいわれる。信じる場合、その真偽は、どこまでも不明であり、その限りでは、あらゆる信には、虚偽・うその可能性が残る。商売の信用関係では、つねにだまされる可能性があり、無防備に警戒を怠って、だまされるのは、だまされる方が悪いといわれる。だが、うその可能性がある限り関係をさけるとなると、他者との関係はほとんどもてなくなる。少々は、うその可能性は残っても、真の可能性が大きければ、これを信用して、関係を、交わりを結ぶことにしなくてはならない。うそが背後にあることを注意しつつ、信用するのであり、うそのリスクにそなえつつ、賭けるのである。

うそだと見なし信用しないことにも、リスクがある。真実の可能性はつねに残っているからである。警戒しすぎて、交わりをさけていたのでは、社会生活は、ごく身近のものとしかできず、貧相な狭い人間関係しか結べない。うそを言う人間は交わりから排除されるが、あまりにも疑い深い者も、困りもので、交わりたい相手ではない。懷疑しだすとどんなものでも、どこまでも懷疑できるものである。疑いもほどほどにして、真実にかける必要がある。相互に関係を求めあって生きるものとして、うそでなさそうなら、ある程度の保証・根拠があれば、真と賭けて信用するのが常識的な対応であろう。

われわれは、利害に敏感であり、うそっぽくても大もうけの可能性があるとついこれを信じて、かけてしまう。だが、人は、ホモ・サピエンス（知のひと）であって、明確にう

そと分かっているもの、自身がうそと判断しているものは、いくら信じることで大金が手にはいるとしても、信じることはない。「わしが空中遊泳できることを信用したら百万円をやる」といわれても、そのお金がいくらほしくて、うそを信用することはできない。あくまでも、本当と思われることを信用し、真実であることに賭けるのである。

8) 不信—疑い深さ

信用は、単に「信」じているのみではなく、「用」立てるものとして、その根底に、利害がからみ、利用し活用していくことが踏まえられている。厳しい利害のかかわる信用では、その裏面に、同時に、疑い・警戒心を維持し、不信を隠していることが少なくない。信じるというときは、懷疑を払拭して確信しているのが普通であろう。信用でも、人物への信用にまでなったものは、これを確信していて、そこには懷疑は存在していない。だが、利害が前面にでての個別の信用では、「疑いは大いに残るが、大もうけになる話なので、かけてみよう、冒険してみよう」ということになり、そういう場合、信用関係は結ぶものの、根底には、懷疑をのこしたままである。

手段としての交わりの必要から、契約をし信用の関係をもつものの、利害対立が深刻なものの場合、警戒を怠ることはない。十分なまちがない担保をとっていてということには、なかなかいかないものであり、信用するところでは、相手の実績（実力・誠実さ）をふまえつつ、リスクにかけ冒険する必要がでてくる。もともと、市民社会のなかでは、信じて交わるべき相手は、自立した個人でエゴイストであり、一般的にいて、疑いをもってかかわるべきものである。「ひとを見たら、どろぼうと思え」というが、不信・疑いが根底にあるから、信用の場面でも、保証の欠けているところについては、疑い深く不信の眼を維持してはならない。見も知らずの者と信用関係を結ぶのであり、家族や身内のように、相手のために尽くすことを期待してはならず、しばしばその真反対で、その疎遠な相手を利用し、すきがあれば、蹴落としてでも、自分の利を得ようという関係である。この根本のあり方からいて、疑いをもたず、不信をいだかない方が、おかしいのであり、市民社会の信用では、不信を裏にもっていることの方がふつうになる。日頃は盲目的に信用しているお金（紙幣）にしても、一朝にしてただの紙切れになる可能性がある。お金持ちは金庫の札束が多く積まれるほどに不信を顕在化させる。「信用」は、その点からいと、「信」じ、かつ「用」心を怠らないということである。「信」じるのだが、「不信」を残しつつ「用」心しながら、さしあたり「用」いてみようというのが、「信用」である。

「信用しよう」との意識は、信不信に迷いつづけながらも、やむをえないさしあたりの決断として、これをもつ場合が少なくない。何回も信用をうらぎった者が、「もう一度信用してください、今度は本気ですから」というのに対して、熟慮して、不信・疑いの生じるのを抑えながら、「おそらくはまた」と疑いつつも、「そこまで決意しているんだから、信用しよう」というようなことになる。こういうしっかりと意識される「信用」には、しばしば不信・疑いがまといつている。疑うこともないようなものは、逆に、信じているこ

と自体があまり自覚されない。不信とともにある信では、あとで、「あのとき、信用したのが間違いだった」と反省するように、信をとるべきか不信が正解かと迷いつつのものとして、あとあとまでもこの信用を自覚しているし、信用しつつも、猜疑心が根底にありつづけたこともよく覚えているものである。信用するとは、懷疑を停止して受け入れることであるが、そういう場合、懷疑を押さえ込んでも、すぐに、それが復活してきて、繰り返してそれを抑圧することになり、しばしば、懷疑心・不信を抑圧しつつの信用という状態になる。

信じるとは、懷疑を停止し、真実として確信して受け入れることであるが、真実とは知りえていないのだから、確信はしていても、本当は疑わしいものが残りつづけているはずである。それを忘れ括弧にいれているのが普通の信である。これに対して、信用は、この残りつづける疑わしいものにこだわっていることが多いということになる。信用は、信じ用立てるもので利害のからむものになるから、その方面から、どこまでも厳しくチェックしていく。信用は、しばしば、疑い深く、慎重で、不信を背後に秘めつづけているのである。